

広域連携の推進について

総務省自治行政局市町村課
総務省 地域力創造グループ[°] 地域自立応援課

1. 人材不足等の課題

- 生産年齢人口はピーク時から約1,100万人減少し、既に自治体では**専門人材**(技術職員、デジタル人材等)等の不足が喫緊の課題
- **団塊ジュニア世代**(毎年約200万人出生)の退職によって、今後は一般行政職員を含め**人材不足が深刻化**

○ 市町村が本来注力すべき事務に注力し、各地域が**個性豊かで活力に満ちた分権型社会**を実現するため、これまでとは異なる**新たな視点**で、**個別の事務の課題を踏まえた対応や制度の見直し**の議論を進めることが必要

2. 事務処理に関する課題と対応

- 対応方策は、事務を**減らす**、**まとめる**(水平連携・垂直補完)、**担い手を広げる**(民間活用・住民参加)、**生産性を高める**こと
- 各行政分野(10分野)の**個別の事務**まで踏み込んで課題を分析し、分野横断的な**検討の視点**を抽出
- 今後、この検討の視点を参考に、その他の行政分野も含め、**事務処理上の課題分析**を行い、**対応方策を検討**することが必要

<検討の視点>

- ①事務量
- ②事務内容
 - ・事務の性質(企画立案～定型業務)
 - ・国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性
- ③事務処理に必要なリソース
 - ・事務処理に求められる人材の専門性
 - ・事務処理の難しさ、経験・知見の必要性
- ④その他事務処理のあり方
 - ・対面や実地での事務実施の必要性
 - ・事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性
 - ・行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

※**デジタル技術の活用**は、事務のあり方の前提を変え得る。

<研究会で課題分析のために取り上げた行政分野(10分野)>

(福祉) 介護保険、国民健康保険、老人福祉施設、保育
 (教育) 小中学校教育 (インフラ) 道路、上下水道 (農業) 鳥獣被害対策
 (環境) 地球温暖化対策 (消費者) 消費生活相談

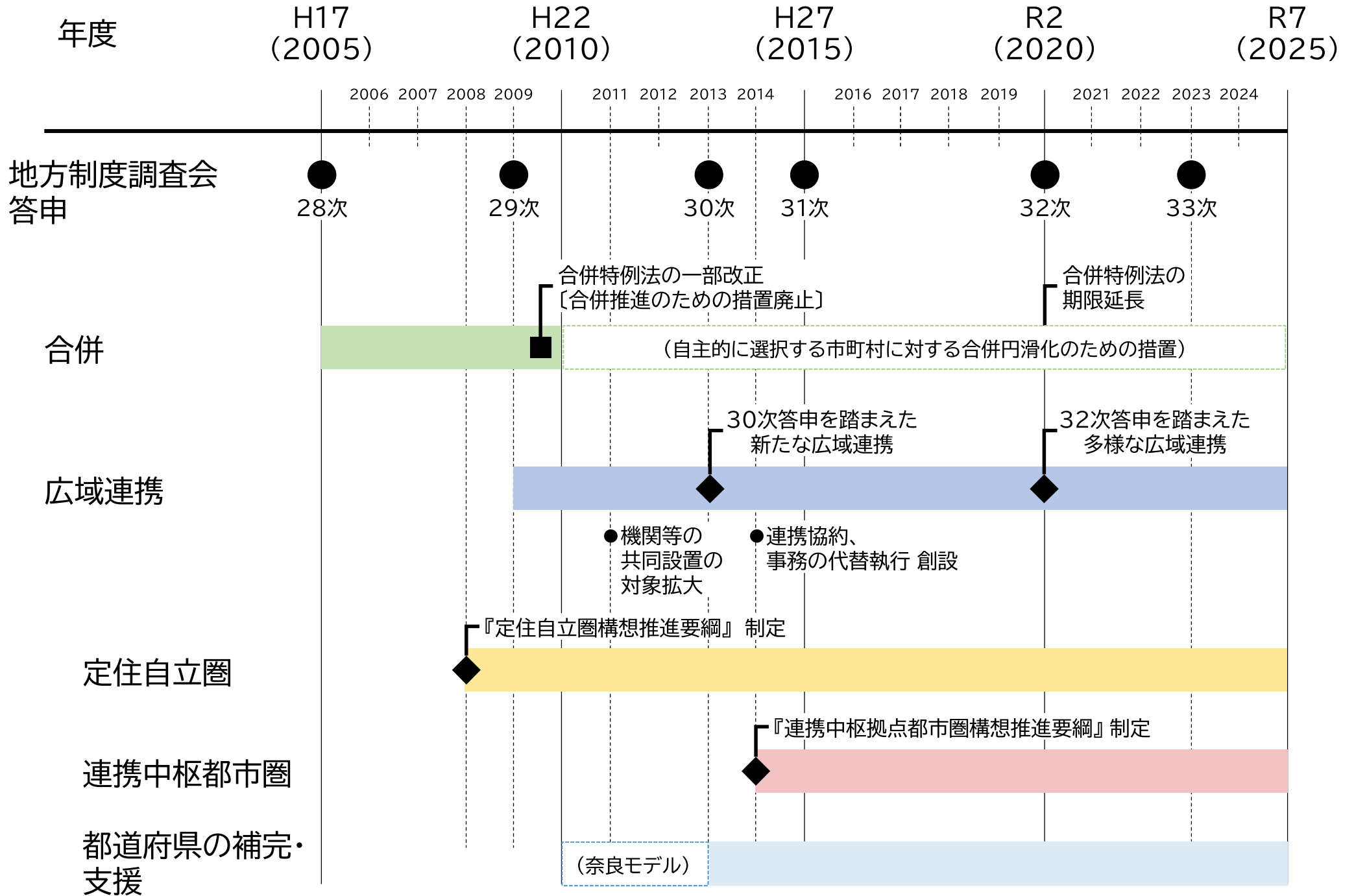
(分析例) 介護サービス事業者の運営指導

- ・中小規模の市町村では**事務量が小さくノウハウの蓄積が困難**。
 - ・事業者との連絡調整は**デジタル化による負担軽減が可能**。
 - ・**実地検査は数年に一回であり、日常的な実地性は高くない**。
 - ・**事務処理に当たり広域的な視点が求められるものではない**。
 - ・事業者指導については、**市町村のほか都道府県も同種の事務を行っている**。民間にも**事務受託法人が存在する**。
- ⇒ 地域事情に応じ、**大都市や都道府県が代わりに行うこと**や、**民間法人に委託**することが効果的だと考えられる。

3. 今後の進め方

- **各都道府県が**、地域の状況を踏まえ、**市町村の検討を支援**(国としても**具体的な対応方策について一定の選択肢を提示**)
 ⇒ 地方の検討状況を踏まえ、**制度上対応すべきもの**については、**国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し**

これまで20年の広域連携の推進の経緯

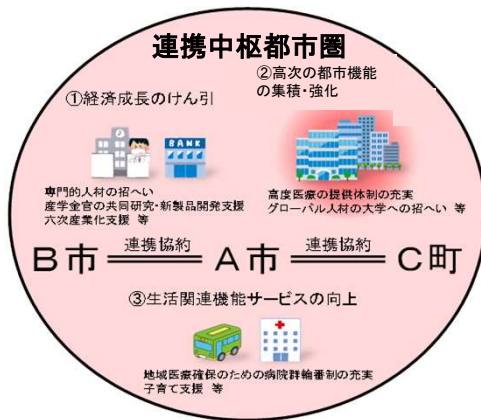


多様な広域連携の推進

- 2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等の変化・課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくためには、各地方公共団体がそれぞれの強みを活かし、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えた連携が重要。
- 今後のインフラの老朽化や専門人材の不足の深刻化に対応するため、長期的な変化・課題の見通しを共有し、広域連携による施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用に取り組むことが効果的。
- 市町村による他の地方公共団体との連携は、地域の実情に応じ、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など、多様な手法の中から、最も適したものを選択することが適当。

連携中枢都市圏等

核となる都市(連携中枢都市等)がある地域において、その近隣市町村と連携し、(1)経済成長のけん引、(2)高次都市機能の集積・強化、(3)生活関連機能サービスの向上の取組を進める

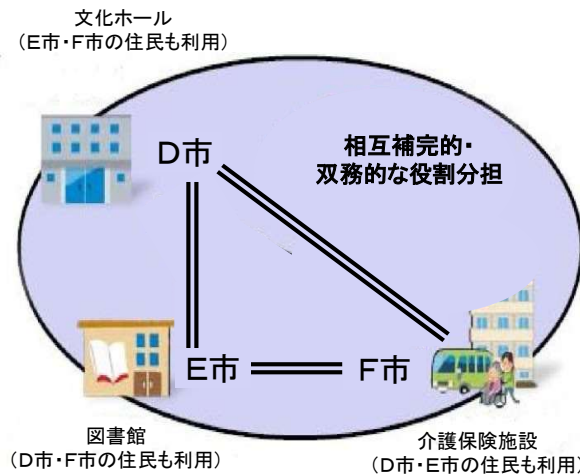


※連携中枢都市圏等:

- ・連携中枢都市圏(指定都市又は中核市かつ昼夜間人口比率がおむね1以上の市を中心とする圏域)
- ・定住自立圏(人口5万程度以上かつ昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)

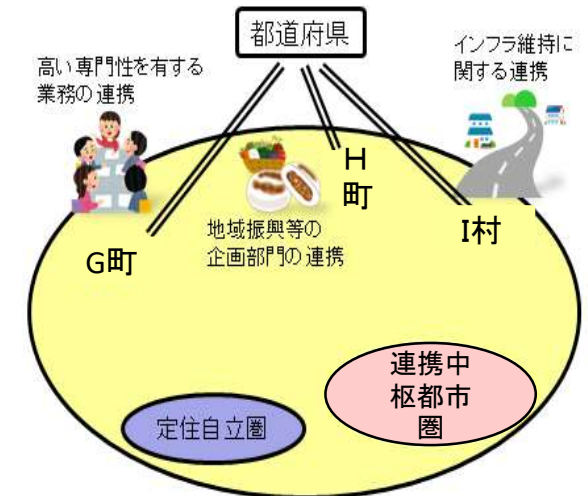
連携中枢都市圏等以外の市町村間の広域連携

核となる都市がない地域や三大都市圏においても、安定的・継続的な広域連携による生活機能の確保等の取組を進める



都道府県による市町村の補完・支援

個々の市町村の規模・能力や市町村間の広域連携の取組状況に応じて、これまで以上にきめ細やかな都道府県による補完・支援を進める



定住自立圏構想の推進

「定住自立圏構想」の推進（H21～）



- 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成**する。

定住自立圏構想推進のための地方財政措置

特別交付税

- **包括的財政措置（中心市：上限8,500万円程度（※）、近隣市町村：上限1,800万円）※措置率0.8**
（※）当該定住自立圏の近隣市町村合計人口・合計面積、近隣市町村数に応じて上限額を調整
- **外部人材の活用に要する経費に対する財政措置（上限700万円／団体）※措置率0.8**
- **病診連携等による地域医療の確保に要する経費に対する財政措置（上限800万円／団体）※措置率0.8 等**

地方債

- **地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）**

※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

圏域形成に向けた手続



中心市

- 人口5万人程度以上
- 昼夜間人口比率1以上
- 原則3大都市圏外 等

②定住自立圏形成協定の締結
中心市と近隣市町村が1対1で、
議会の議決を経て締結

③定住自立圏共生ビジョンの策定
圏域の将来像や推進する具体的取組を記載



近隣市町村



定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して財政措置を講じる。

1. 中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）

- ・ 中心市については、1市当たり年間8,500万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定
- ・ 近隣市町村については、1市町村当たり年間1,800万を上限 ※中心市・近隣市町村とも措置率0.8

2. 地域活性化事業債の充当

- ・ 圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当。
(充当率：90%、交付税算入率：30%)

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・ 圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置 ※措置率0.8

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当(90%)、償還利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ
(例：融資比率35%→45%)

5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置(措置率0.8、上限800万円)
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充
措置率0.6→0.8

6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・ 辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能

※このほか、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択もある。

定住自立圏における取組例

政策分野別取組状況

定住自立圏 131 圏域 (※) (令和7年4月1日時点) における主な取組例と圏域数

※連携中枢都市圏に移行済の圏域を含む

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療	医師派遣、適正受診の啓発、 休日夜間診療所の運営等
117 圏域	
福祉	介護、高齢者福祉、子育て、 障がい者等の支援
106 圏域	
教育	図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ 交流、公共施設相互利用等
101 圏域	
産業振興	広域観光ルートの設定、 農産物のブランド化、企業誘致等
114 圏域	
環境	低炭素社会形成促進、 バイオマスの利活用等
67 圏域	

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通	地域公共交通のネットワーク化、 バス路線の維持等
112 圏域	
ICTインフラ整備・利活用	
44 圏域	メール配信による圏域情報の共有等
交通インフラ整備	
83 圏域	生活道路の整備等
地産地消	学校給食への地元特産物の活用、 直売所の整備等
47 圏域	
交流移住	共同空き家バンク、圏域内イベント情報 の共有と参加促進等
101 圏域	

資源制約に対応するための圏域マネジメント能力の強化

人材の育成	デジタル人材その他の 専門人材の育成等
101 圏域	
合同研修・人事交流	合同研修の開催や 職員の人事交流等
55 圏域	
事務の共同実施	競争参加資格申請受付 システムの共同運用等
4 圏域	

外部専門家の招へい	医療、観光、ICT等の専門 家を活用等
28 圏域	
公共施設の集約化・共同利用	廃棄物処理施設の集約化、図 書館の相互利用等
17 圏域	

その他

デジタルを活用した取組	行政サービスのデジタル化、電 子書籍貸出サービス等
18 圏域	

※令和6年度定住自立圏の取組等に関する調査結果から抜粋

連携中枢都市圏構想の推進

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- **地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入**（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、**連携中枢都市圏の形成等を推進**するため、国費により支援
- 平成27年度から、**地方交付税措置を講じて全国展開**

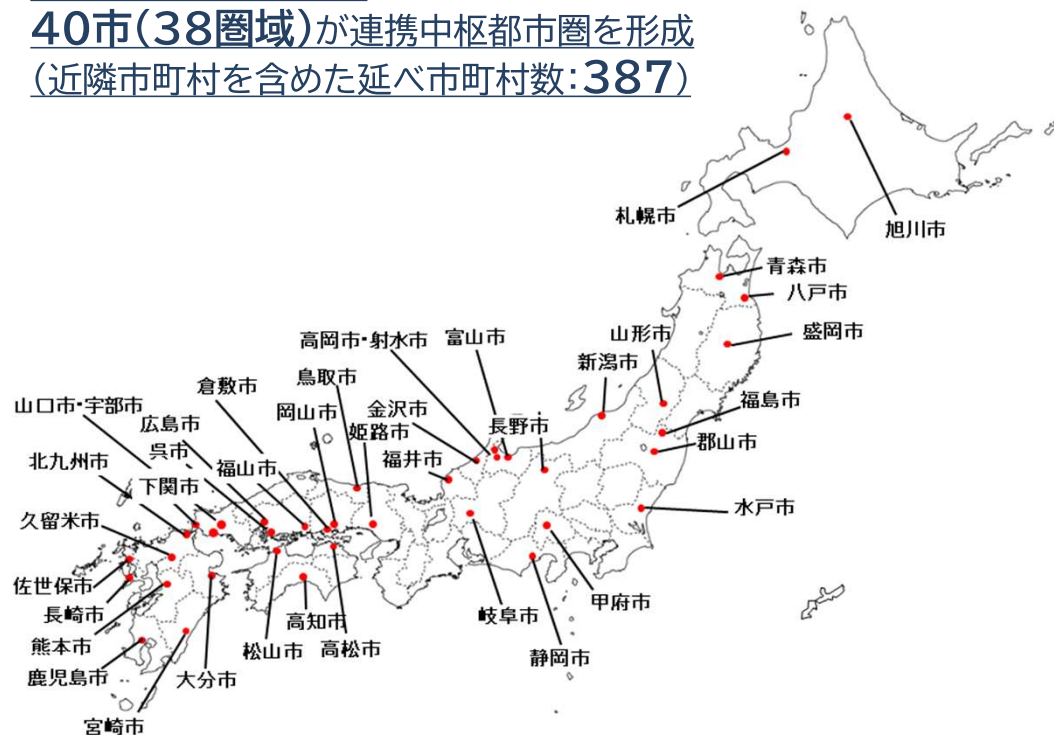
➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

連携協約
の締結

都市圏ビジョン
の策定

令和8年4月1日現在、
40市(38圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:**387**)



【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

広域連携の実践・深化

1 地方公共団体相互間の連携・協力

(1) 資源制約等に対応していくための連携・協力の取組の深化

地方公共団体相互間の連携・協力の取組については、柔軟な連携を可能とする仕組みとして設けられた連携協約をはじめ、様々な事務の共同処理の仕組みが整備され、地域の実情に応じ、地方公共団体が多様な手法の中から最も適したものを自ら選択できる環境が整えられており、ごみ処理や消防など、様々な分野で取組が進んでいる。また、地方圏において少子高齢化・人口減少の局面に的確に対応していくための連携の枠組みである連携中枢都市圏・定住自立圏の形成についても、相当程度進捗した段階にあり、広域的な産業政策、観光振興、災害対策など、比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられている。

一方、人口構造の変化により、今後は、インフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約の更なる深刻化が予想される。地方公共団体には、持続可能な形で住民生活を支えていくため、それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点がますます求められることになる。後期高齢者人口の急速な増加など、変化・課題が顕著に現れることが見込まれる三大都市圏においては、このような視点が特に重要になる。

しかしながら、こうした課題に対応するための連携の取組が十分に進んでいるとは言い難い。その要因としては、合意形成や利害調整に責任を持つ主体が不明確で、意見の集約や役割分担が困難な場合があること、責任主体が明確であったとしても、合意形成・利害調整に困難を伴うという懸念から連携への取組が進まないこと、実際に連携に取り組もうとしたものの、地域の実情の相違により合意形成・利害調整に苦心することなど、合意形成・利害調整の難しさが指摘されている。

このような、合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応し、取組の内容を深化させていくためには、連携する市町村において将来のビジョンを共有した上で、各市町村が連携事業に積極的に関与し、それぞれの意見を十分に踏まえた丁寧な合意形成を行うことが重要である。特に、連携中枢都市圏・定住自立圏においては、丁寧な合意形成を図るための方策として、市町村の自主性・自立性を尊重することを前提とした上で、例えば、関係市町村間で、連携協約や協定に合意形成過程のルール等を記載しておくことも考えられる。

また、都道府県には、引き続き、市町村の自主性・自立性を尊重することを基本とした上で、広域の地方公共団体として、市町村間の広域連携や将来に向けたビジョンの共有が円滑に進められるよう、適切な助言や調整、支援の役割を一層きめ細やかに果たしていくことが求められる。

このような地方公共団体の取組に加えて、国には、地方公共団体の自主的な連携の取組を適切に支援していくことを前提に、先進事例の収集や取組の横展開などによる連携の促進のほか、各府省による広域連携に関する様々な政策について、府省間での適切な調整と連携を図っていくことが求められる。

なお、デジタル技術を有効に活用することにより、従来と異なり、非隣接市町村が連携して共通する地域課題の解決等に取組む事例も広がりを見せており、引き続き、取組を進めていくことが適当である。

広域連携の実践・深化に向けて①～合意形成が困難な課題にも挑戦～

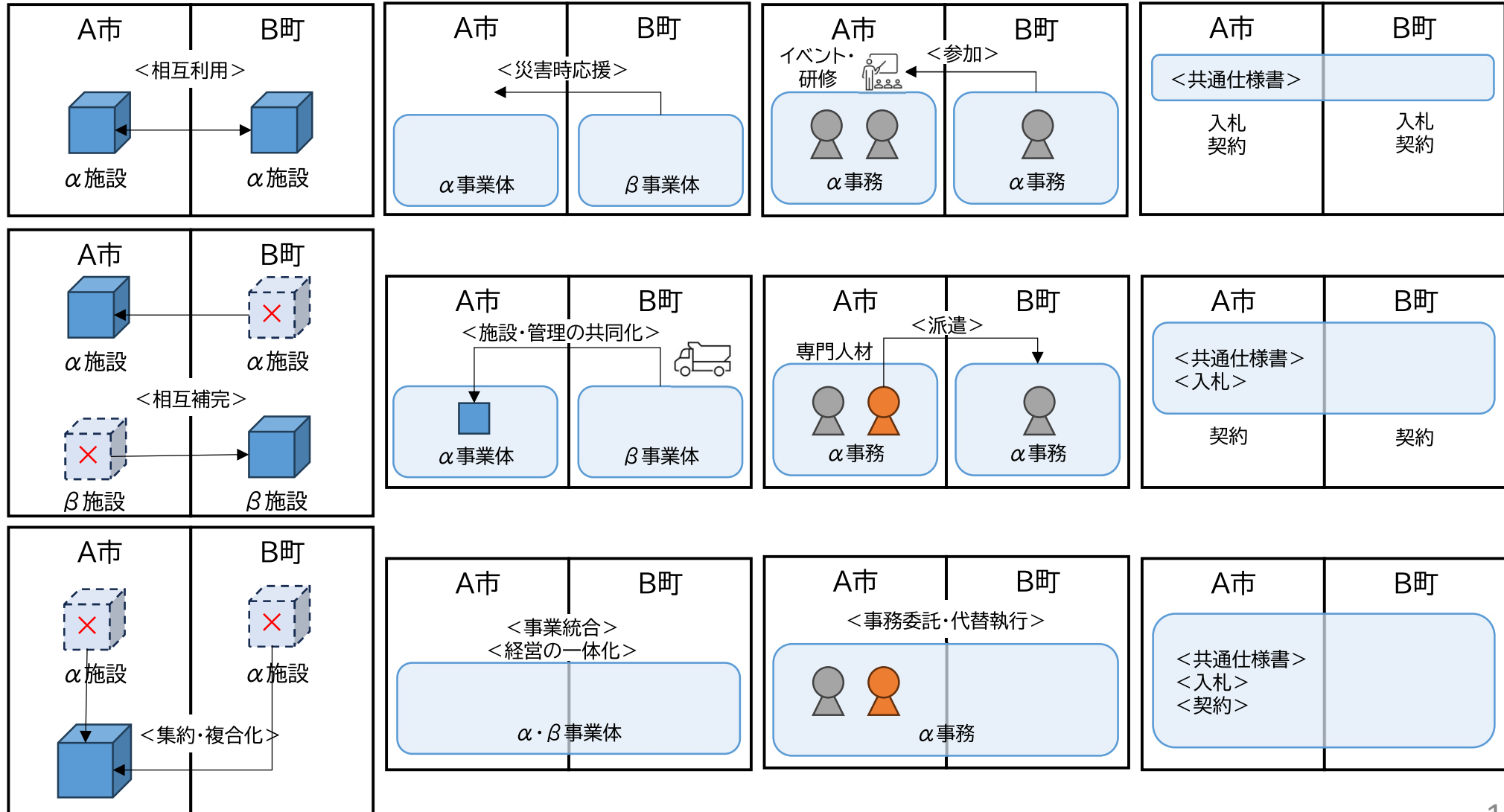
○ 人口構造の変化により、今後は、インフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約の更なる深刻化
 → 地方公共団体には、持続可能な形で住民生活を支えていくため、それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点がますます求められるのではないかな。

【施設】

【事業体】

【事務や人材】

【システム】

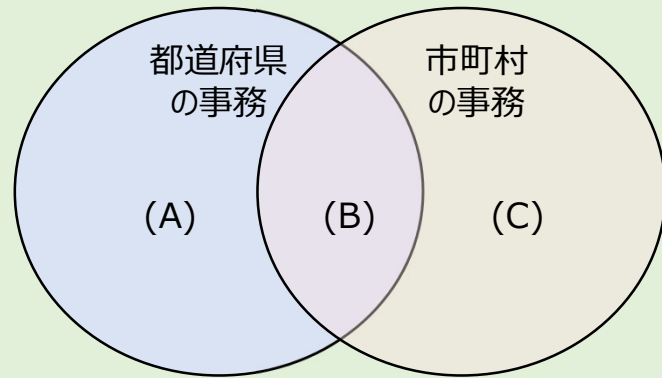


合意形成
がより困難

広域連携の実践・深化に向けて②～都道府県との協力関係の構築～

(1) 新しい分野

(例1) 都道府県が、(c)の事務を受託



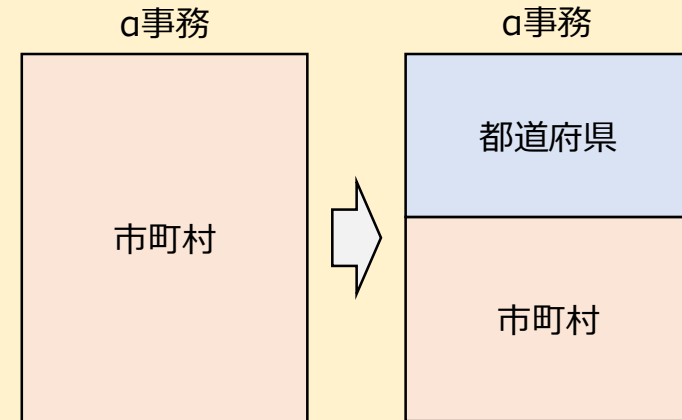
(3) 新しいエリア

(例4) 団体の地理的な条件に適した連携

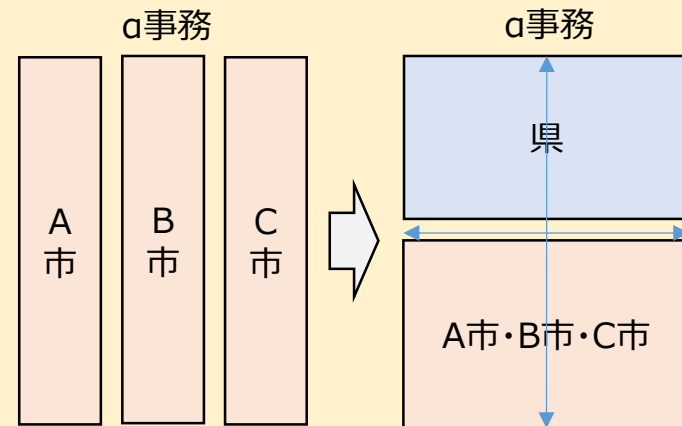
- 離島に所在する市町村
- 山間部に所在する市町村
- 人口に比して面積が広い市町村
- 県境に隣接する市町村

(2) 新しい方法

(例2) 市町村のa事務を、都道府県と市町村で機能分担
(フロントヤードは市町村、バックヤードは都道府県が実施等)



(例3) 市町村のa事務を、垂直補完と水平連携を組み合わせる連携



秋田県と秋田市による公共施設の集約化

都道府県の事務と市町村の事務との重複を調整

- 秋田県では、公共施設等の集約化について、市町村との連携を積極的に推進。
- 老朽化した県民会館を、秋田市の文化施設と集約化し、新たに2つの機能を併せ持った施設を県・市双方の負担により整備。

事業の概要

秋田県と秋田市は、文化施設の整備に関する基本協定を締結し、老朽化により施設利用者のニーズに対応することが難しくなった秋田県民会館と秋田市文化会館の両施設の機能を集約した、県・市連携文化施設を整備。

事業のポイント

老朽化



秋田県民会館

+

老朽化



秋田市文化会館

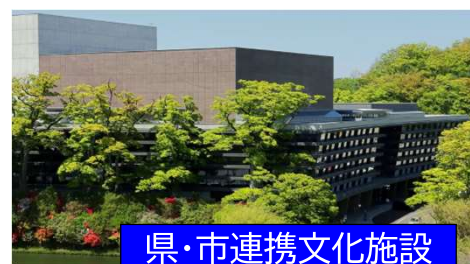
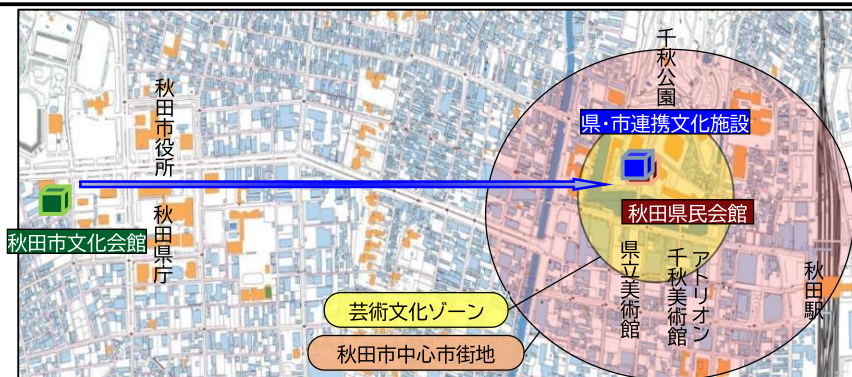
県・市連携協定締結の経緯

- 平成25年度
知事と市長が、老朽化が進む両施設について、「県市連携による再編整備の検討」を表明(H25.4)
- 平成28年度
県・市連携文化施設の整備に関する基本協定締結(H29.1)

県・市連携協定締結 + 集約化

県・市連携協定締結のポイント

- ◎業務分担…施設を連携して整備するため、県・市双方の職員による推進体制を構築
- ◎負担のあり方…ホール面積割合を基本とし、県・市双方が負担



県・市連携文化施設

(あきた芸術劇場ミルハス)

集約化

事業年度:平成29~令和3年度

県民会館と市文化会館を廃止し、新たに2つの機能を併せ持った施設を県と市が共同整備

(延床面積)

計:23,588㎡ → 22,653㎡

(県: 9,304㎡)
市:14,284㎡ ※約4%減少

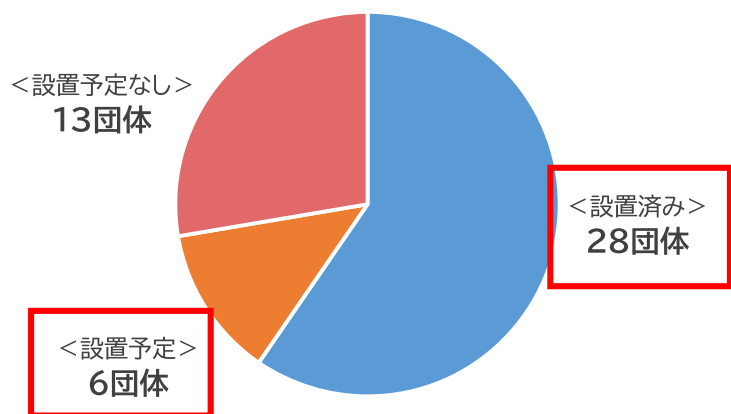
事業の効果

- 県と市の共同整備により、それぞれ単独の建替えよりも、整備費と運営管理コストの縮減が図られる。
- 秋田市中心部という立地を活かし、日常的に人が集い交流できる施設となり、まちの賑わいが創出される。
- ホールの一体的・広範な利用が可能となり、これまでは実施することができなかった規模・種類の公演が実施できるようになるなど、発表・鑑賞機会の充実が図られる。

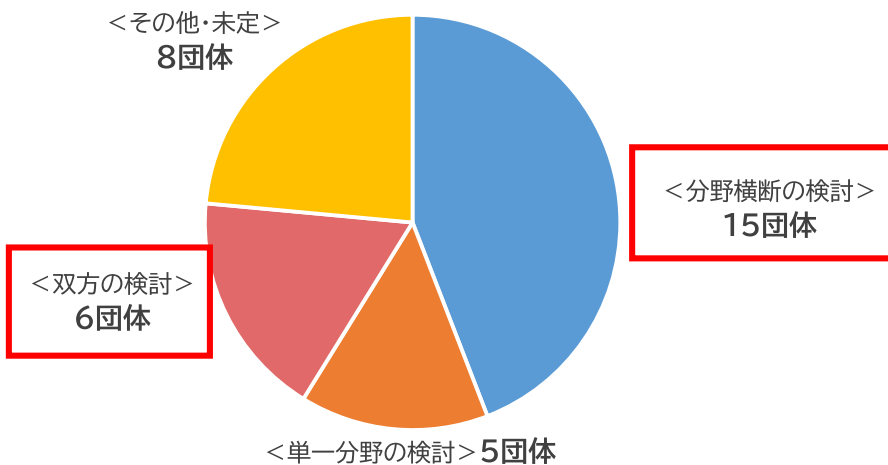
事務処理の持続可能性確保に向けた都道府県の取組状況(枠組みの設置)

- ① 検討を行う枠組みを設置している団体は**28**団体、今後設置予定の団体は**6**団体(令和7年10月1日時点)。
- ② 分野横断的な枠組みを設置している団体は**21**団体、単一分野の枠組みを設置している団体は**11**団体。(分野横断・単一双方の枠組みを設置する団体は6団体)
- ③ 重点的に検討を行う対応方策については、「**広域連携**」及び「**総合的な検討**」が多い傾向にあった。

① 枠組みの設置状況

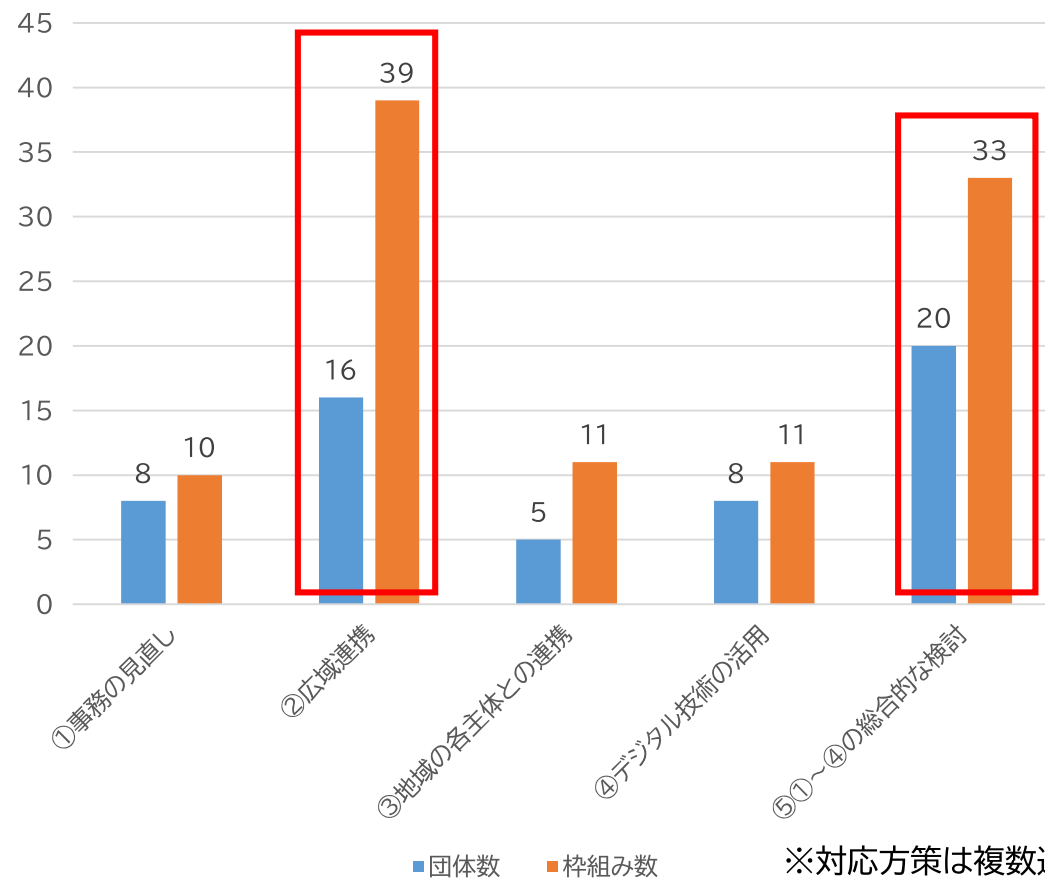


② 枠組みにおける検討の状況



③ (団体/件)

重点的に検討を行っている・行う予定の対応方策



(備考)事務局において実施した調査(令和7年10月1日時点)をもとに作成

事務処理の持続可能性の確保に向けた取組の例(秋田県)

1. 検討の枠組み

「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」

- 令和5年度に有識者会議を6回実施。
- これまでも県は市町村と研究会を開催して、市町村の補完支援や行政改革を積極的に実施してきたが、人口減少の更なる進展を踏まえ、市町村の事務も含めて、一体的に議論。
- 令和6年3月に秋田県知事に対し、提言書を手交。

【提言内容】

1. 持続可能な行政運営に向けた方策

- ①適正規模の行政運営
- ②市町村との一体的な連携
- ③人材の確保
- ④公共施設等の適正配置・機能更新等

2. 行政サービスを充実させるための方策

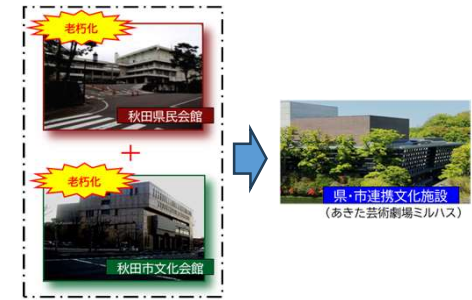
- ①公民連携の推進
- ②デジタル技術の活用

3. 今後の取組の進め方

- ①県民の理解の醸成
- ②地域における議論の場の設定
- ③機動的かつ柔軟な見直し等の推進

【市町村に対する補完支援の実施例】

- ・秋田県・秋田市の文化施設複合集約化 事業年度:(H29~R3年度)



- ・県による市町村道のパトロールと交換除雪
- ・下水道の広域化・共同化

等

2. 提言を踏まえた取組内容

地方税

○ 県・市町村の地方税業務の一体化から検討

- ・ 県と市町村の徴税コストのトータルの削減及び県と市町村の税務事務の更なる能力向上のため、地方税の課税事務等を県と市町村で一体的に行うことを議論(県税務課長+5市町の税務課長等)。令和7年12月に「地方税業務のあり方研究会報告書」を取りまとめ。

例) 複数市町村の固定資産税用の航空写真を県が共同撮影、県・市町村職員の相互併任による家屋評価の共同化等

他分野への展開の検討

- 令和7年10月 知事、有識者による県民フォーラムを開催
- 令和7年度末までに、県内3カ所で市町村との意見交換会を実施(首長級)。

例) 地域振興局(県内8局)の業務について、個々の業務の特性に応じた整理を行い、市町村との協働・連携を含めた今後の業務のあり方を検討。

例) あきた公共施設等総合管理計画の下、国・市町村等との共同設置や複合化等を検討。



事務処理の持続可能性の確保に向けた取組の例(長野県)

1. 検討の枠組み

【全県での取組】

○ 県と市町村との協議の場

- 県と市町村のあり方や市町村に係る県の施策等について知事と市町村長の代表者が協議する場として平成23年度に設置(計30回開催)

令和7年5月:県・市町村の連携・協働による行政体制の最適化について意見交換

11月:県・市町村の連携・協働により優先的に連携策を検討すべき事務と連携策検討のためのPT・WGの設置を決定

【圏域毎の取組の例】

○ 木曾地域広域連携推進会議

- 平成28年度に設置。木曾地域内の町村、木曾広域連合及び長野県が、地域の特性を生かした広域連携のあり方や連携して取り組む施策・事業について検討。

2. 取組内容

【県・市町村の連携・協働による連携策の検討】

○ 対応策の検討に取り組む分野

県内市町村ヒアリングで把握した課題感と総務省「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」で分析対象とされた行政分野を前提に実施した市町村の課題感に関する意向調査の結果を踏まえ、以下の分野を対象に取組を進める。

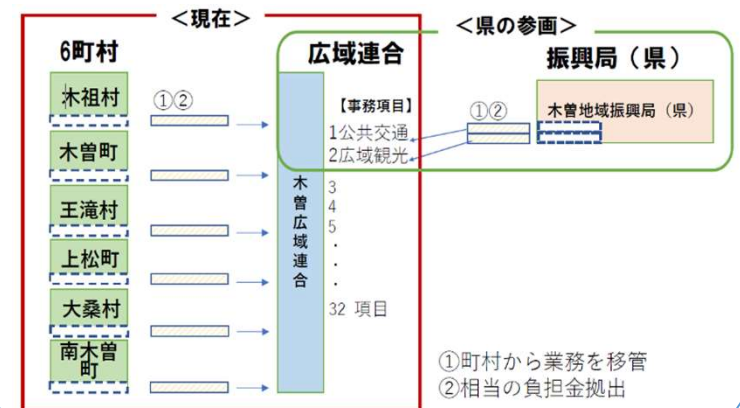
⇒ 公共インフラ・土木職員の確保、保健事業の共同実施、DXの推進、法制執務等専門的な事務

○ 各分野の検討体制



【木曾広域連合への県の参画】

- 木曾広域連合では、ごみ処理、老人福祉、介護保険、公共交通、観光など、構成町村に係る32の事務を共同処理。
- 令和8年度より県が木曾広域連合へ参画し、連携を強化するとともに県の事務のうち、広域連合と共通する公共交通と観光の事務を移管予定。



事務処理の持続可能性の確保に向けた取組の例(沖縄県)

1. 検討の枠組み

「持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会」 (令和7年8月～)

- 県内市町村の行政サービスの持続可能性について、分野ごとに課題を整理し、対応方策を幅広く議論。
- 県市町村課と8市町村の課長級で構成、県庁内関係部局等もオブザーバーで参加。

(参考) 離島における職員不足の状況

- 渡名喜村(人口291人※の離島自治体)は、条例定数27人に対し、令和6年4月1日時点の職員数が21人であり、令和6年度末にさらなる退職者が見込まれるなど、事務の執行体制の確保に大きな懸念が生じた。

⇒ 令和7年度から県職員(課長補佐級)を1名派遣。
民間企業からも3名派遣。

※令和7年1月1日時点住民基本台帳人口

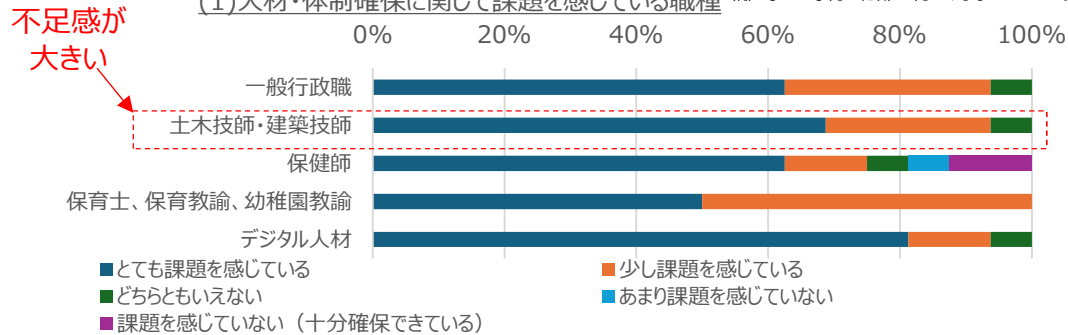


2. 取組内容

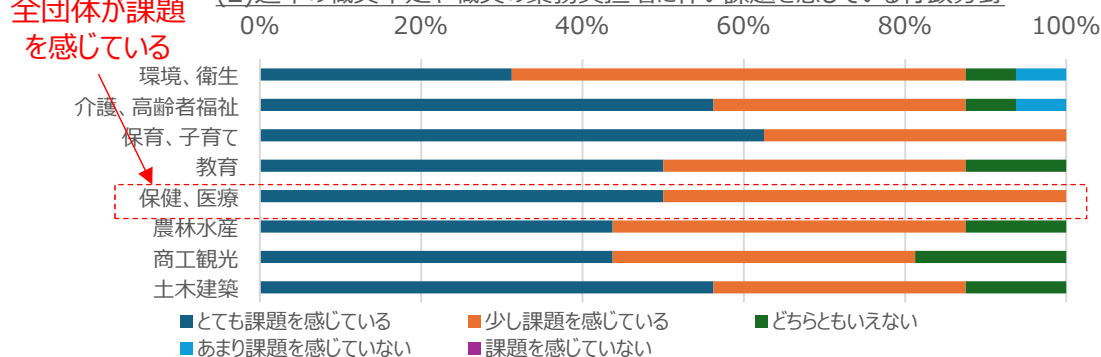
- 具体的な事務分野・テーマを設定し、各分野毎に事務の簡素化、広域連携、外部委託、デジタル活用等の対応策を検討。
- 令和7年度は離島町村等でも課題感の強い「国保分野」「土木分野」をテーマに設定。

離島町村等における持続可能な住民サービスの提供に係るアンケート調査

(1) 人材・体制確保に関して課題を感じている職種 (離島13町村・北部3村を対象にR7.6実施)



(2) 近年の職員不足や職員の業務負担増に伴い課題を感じている行政分野



国保

【課題】

・保険料の納付勧奨や徴収事務は、これまで共同処理の検討が進められてこなかった。毎月発生する保険給付費等支払事務が負担。離島町村等を中心に保健師も不足し、データに基づく保健事業、特定健診・保健指導の実施に支障あり。

- ⇒ 小規模団体での共同処理(保険料の納付勧奨等)の実証を検討。
- ⇒ 保険給付費等支払事務について、都道府県から国保連への直接支払い等、各市町村の事務の効率化を支援することを検討。
- ⇒ 県国保連合会への委託範囲拡大を検討(保険給付や保健事業)。

土木

【課題】 町村を中心に技術職員が不足・未配置(一方、県技術職員も不足)、道路損傷箇所の発見・対応のためのリソース不足・システム未導入。

- ⇒ 橋梁点検業務の地域一括発注方式の活用促進、県と共通の道路通報システムを市町村が利用することによる連携等を検討。

第34次地方制度調査会

地方制度調査会について

1. 概要

- 地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、昭和27年12月、総理府（現：内閣府）に設置。内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議する。
- 委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

2. 第34次（今回）の諮問事項

- 令和8年1月19日に第1回総会が開催され、総理より諮問。

【諮問事項】 人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

- 委員（R8.1.19現在 30名）

【学識経験者18名】

◎ 荒見玲子 名古屋大学教授
市川晃 住友林業株式会社代表取締役会長
伊藤正次 東京都立大学教授
岩崎尚子 早稲田大学電子政府・自治体研究所教授
大橋真由美 上智大学教授
大屋雄裕 慶應義塾大学教授
○ 谷口尚子 慶應義塾大学教授
辻琢也 一橋大学教授
土山希美枝 法政大学教授
林知更 東京大学教授
原田大樹 京都大学教授
牧原出子 東京大学教授
松永桂子 大阪公立大学教授
御手洗瑞子 株式会社気仙沼ニッティング代表取締役
村木美貴 千葉大学教授
安田充 自治体国際化協会理事長
★ 山本隆司 東京大学教授
横田響子 株式会社コラボラボ代表取締役

【国会議員6名】

島尻安伊子 衆議院議員
橋慶一郎 衆議院議員
奥野総一郎 衆議院議員
井上英孝 衆議院議員
江島潔 参議院議員
岸真紀子 参議院議員

【地方六団体6名】

阿部守一 長野県知事（全国知事会会長）
藏内勇夫 福岡県議会議長（全国都道府県議会議長会会長）
松井一實 広島市長（全国市長会会長）
丸子善弘 山形市議会議長（全国市議会議長会会長）
棚野孝夫 北海道白糠町長（全国町村会会長）
中本正廣 広島県安芸太田町議会議長（全国町村議会議長会会長）

（◎：会長、○：副会長、★：専門小委員会委員長）